

別紙 2

○パブリックコメントのご意見やその後の検討を踏まえた安曇野市議会基本条例(素案)の修正について

素案条文	素案修正条文	修正に対する考え方
<p>第6条 (省)</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項の調査の活用及び法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度並びに参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第6条 (省)</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>第6条の規定は、市民参加及び市民との連携についての条文であり、第3項の削除した部分については、学識経験を有する専門家を想定しており、市民との連携の条文にはなじまず、また、条例第18条に規定する調査機関が、地方自治法第100条の2を考慮したものであるため、この項から削除しました。</p>
<p>第9条 (省)</p> <p>2 (省)</p> <p>(3) <u>議会</u>は、会期中又は閉会中にかかわらず、市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。</p>	<p>第9条 (省)</p> <p>2 (省)</p> <p>(3) <u>議員</u>は、会期中又は閉会中にかかわらず、<u>議長を經由して</u>市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。</p>	<p>文書質問をする主体の議論については、条例の検討の際にも検討された条項でした。議会が主体となった際における、議会としての決議などの意思決定の手法が、課題とされていたところです。適時な対応を考えると、主体を議員にし、その具体的な事務処理等について、別に基準を設定することとし、修正しました。</p>

<p><u>(推進組織)</u> 第 19 条 議会は、この条例の目的を達成するために<u>具体的な活動を推進する組織</u>を設置する。</p>	<p><u>(議会改革推進委員会)</u> 第 19 条 議会は、この条例の目的を達成するため、<u>議員で構成する安曇野市議会改革推進委員会を設置する。</u></p>	<p>組織については、議員での構成を当初から想定していましたが、抽象的な表現ではなく、具体的な組織名として記載するよう修正しました。</p>
<p>附 則 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。<u>ただし、第 10 条及び第 11 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において議会規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>基本的には施行日を 7 月 1 日としておりますが、この条例を施行するにあたっては、市長部局と調整が必要な条項があり、一定程度、施行日を伸ばすことが必要なため附則を修正しました。</p>